

# 答 申 書

事件名：国有財産譲与申請業務委託により山形市が取得した成果品（電磁的記録）非公開決定処分に関する件

## 第1 審査会の結論

山形市長（以下「実施機関」という。）が、「山形市が平成12年度から平成16年度までに国有財産特別措置法第5条第1項第5号の規定に基づく国有財産譲与申請のために業務委託（委託名：山形市国有財産譲与申請等業務）により山形市が取得した成果品（公文書・電磁的記録）」（以下「本件対象文書」という。）に係る行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）につき、非公開とした決定は、妥当である。

## 第2 諮問に至る経緯

- ① 平成18年2月15日 異議申立人から本件請求を受理
- ② 同 年 2月27日 異議申立人に対し請求書補正通知を送付
- ③ 同 年 3月15日 行政文書非公開決定（以下「原処分」という。）を行い、異議申立人に対し同決定通知書を送付
- ④ 同 年 4月 6日 異議申立人から異議申立てを受理
- ⑤ 同 年 5月15日 本審査会に審査を諮問

## 第3 異議申立人の主張の要旨

### 1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、原処分の取消しを求めるというものである。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 非公開の理由に「指定した期日（3月10日）までに補正を行わなかった」ためと記載されているが、異議申立人が平成18年2月13日付けで公開請求を行ったのは、「行政文書」の電磁的記録を複写した物の交付であって、「紙」による写しの交付でない。異議申立人が請求した「行政文書」は、実施機関が取得したそのままのものであって、手を加えたものではない。つまり、「写し（複写）」は、情報の記録媒体と同種の記録媒体で作成するのが原則であり、異種の記録媒体での写しは、請求者の希望がなければすべきでない。山形市情報公開条例（以下「条例」という。）では、第1条の目的で、「…市が保有する行政文書の公開を…市政に関し市民に説明する責任が全う…を目的とする。」、第3条の実施機関の責務で、「…請求する権利が十分に保障されるようこの条例を解釈し、運用しなければならない。」、第30条で、「実施機関は情報公開の総合的な推進に努めること」となっている。にもかかわらず、異議申立人が求めた以外の媒体（「紙」）への訂正、補正をさせようとした。「紙」地図は不要と言ったにもかかわらず「非公開」とするような今回の処分は、条例の実効性を失うことになる。このことは法令・条例の解釈・適用を誤っている。

(2) 条例第15条第2項で、「行政文書の公開は、…電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。」となっているにもかかわらず、山形市情報公開条例施行規則（以下「規則」という。）第5条第2項第2号の規定によれば、公開は、印字装置により出力した物の写しの交付であり、「紙地図」である。このことは、(1)に記載した条例第1条・第3条・第30条からも妥当ではない。山形市長は、自らの責任をもって条例第15条第2項により規則を改正し、運用をしなければならないのである。実施機関の取得した行政文書がいかなる記録媒体に記録されているかによって情報公開の対象になるかが左右されることは、条例第1条・第3条・第30条から妥当でない。“不作為の状態”で放置したままで、異議申立人が選択した「複写の交付」を除外したことは、適用除外となる記録媒体にのみ情報を保存することによって、条例の適用を免れうるようにもとれ、「市政情報の公開」の効果を半減することになり、条例の実効性を失うことになる。このことは、法令・条例の解釈・適用を誤っている。

- (3) 実施機関が取得したそのままの電磁的記録の写しであればコストも手間も少なくてすむが、時代遅れの「紙」地図に拘るためにコストの手間も膨大となる。このことは、地方自治法第2条第14項の規定、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」としていることにも反することになり、上記理由(1)、(2)の条例の実効性を失うだけでなく、財政運営からも厳に慎むべき「処分」である。

#### 第4 実施機関の説明の要旨

実施機関の説明は、非公開理由説明書の記載及び実施機関から聴取したところによると、おおむね以下のとおりである。

##### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、「山形市が平成12年度から平成16年度までに国有財産特別措置法第5条第1項第5号の規定に基づく国有財産譲与申請のために業務委託（委託名：山形市国有財産譲与申請等業務）により山形市が取得した成果品（公文書・電磁的記録）」であり、実施機関は、異議申立人が本件請求に係る請求書の補正を期限までに行わなかったため、原処分を行ったものである。

なお、この成果品の内容は、以下のとおりである。

- |                       |            |         |
|-----------------------|------------|---------|
| ① 国有財産一覧表             | 記録媒体は、紙    | 2, 649枚 |
| ② 国有財産特定図面            | 記録媒体は、紙    | 4, 275枚 |
| ③ 国有財産位置確認図           | 記録媒体は、紙    | 85枚     |
| ④ 国有財産譲与申請データファイル一式   |            |         |
| (内容は、申請書様式一式、国有財産一覧表) |            |         |
|                       | 記録媒体は、CD-R | 6枚      |

##### 2 非公開とした理由について

(1) 異議申立人からの本件請求には、本件対象文書名に加え、

- ① 本件対象文書の「具体的内容」として、「原則：山形市国有財産譲与申請等業務・同委託仕様書第3章第27条（成果品）の内、成果品一式（電磁的記

録)」

- ② 代替案でも「可」として、「原則：山形市国有財産譲与申請等業務・同委託仕様書第3章第27条（成果品）の内，国有財産一覧表（エクセルデータ），国有財産特定図面（PDF），国有財産特定図面配置図（DXF）」

の2点が付記されていた。

実施機関は，規則で「印字装置を用いて出力した物の閲覧または写しの交付」と規定しているため本件請求に対応できないので，異議申立人に対し，条例第6条第2項の規定に基づき，形式上の不備があることを理由に，同年2月27日付け道維第357号により，同年3月10日を期限として補正を求めた。

- (2) 当該補正通知に対し，異議申立人から期限までに回答が寄せられなかったため，実施機関は，同年3月15日付けで非公開決定を行ったものである。

### 3 異議申立人の主張に対する認否

- (1) 異議申立人は，第3の2(1)の主張をしているが，本項1なお書きのとおり，本件対象文書の内④以外は紙に記録されており，異議申立人が主張するとおり，「異議申立人が請求した行政文書は，実施機関が取得したそのままのものであって，手を加えたものではなく，「写し（複写）は，情報の記録媒体と同種の記録媒体で作成するのが原則である」るのであれば，紙で写しを作成することは何ら問題のないことであり，異議申立ての理由に正当性はない。

また，電磁的記録に記録されている行政文書の公開方法については，規則で「印字装置を用いて出力した物の閲覧または写しの交付」と規定しているため，本件請求に対応できないので，異議申立人に対し，口頭による補正依頼を行い，これに応じなかったことから，形式上の不備があるとして条例第6条第2項の規定に基づく請求書の補正を求めたものである。

- (2) 異議申立人は，第3の2(2)の主張をしているが，電磁的記録である行政文書の公開の方法に関する条例第15条第2項の規定は，実施機関の裁量に委ねたものであり，実施機関が規則で公開の方法を指定したことは，裁量権の範囲を逸脱するものではない。

また、第3の2(2)後段の主張については、条例及び規則の規定にそのような事実はなく、行政文書が電磁的記録である場合については、その公開の方法を指定しているのみであって、公開対象から除外しているということではない。

(3) 異議申立人は、第3の2(3)の主張をしているが、電磁的記録である行政文書の公開方法の指定については、条例により実施機関に委任されており、行政裁量に属する。規則の制定は、財政運営のみならず、情報公開制度の適正かつ公平な運用全体を勘案して行ったもので、裁量権の範囲を超えるものではない。

## 第5 審査会の判断

本審査会は、本件対象文書並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明を検討した結果、以下のように判断する。

### 1 本件対象文書及びその記録媒体について

本件対象文書は、「山形市が平成12年度から平成16年度までに国有財産特別措置法第5条第1項第5号の規定に基づく国有財産譲与申請のために業務委託（委託名：山形市国有財産譲与申請等業務）により山形市が取得した成果品（公文書・電磁的記録）」である。

本件対象文書の内容別の記録媒体は、原本を確認したところ、以下のとおりである。

① 国有財産一覧表                      記録媒体は、紙

② 国有財産特定図面                    記録媒体は、紙

③ 国有財産位置確認図                記録媒体は、紙

④ 国有財産譲与申請データファイル式

（内容は、申請書様式一式、国有財産一覧表）

記録媒体は、CD-R

### 2 補正通知について

実施機関は、異議申立人に対し、本件対象文書のうち①、②、③については紙に記録されており、電磁的記録としては不存在であること、④については電磁的記録

であり、規則により印字装置を用いて出力した物以外の物で交付することはできないことを説明した上で、条例に基づき、形式上の不備があるとして補正通知を行ったと説明する。

以上の説明は、現行情報公開制度に係る規定に則っており、不合理なものとは認められない。

また、当該補正通知書は、期限まで補正を行わない場合には却下する旨の教示文も付記しており、異議申立人に対する説明は尽くされていると認められる。

### 3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、本件対象文書のうち①、②、③の紙に記録された物に関し、電磁的記録での公開請求をしているが、このことに正当性はない。

また、行政文書の公開方法から電磁的記録の複写による方法を除外していることについて種々主張するが、当該公開方法の指定については、条例が実施機関の裁量に委ねたものと認められ、かつ、現行の指定が裁量権の範囲を逸脱するとは認められない。

### 4 本件非公開決定の妥当性

以上のことから、本件請求につき、これに係る請求書に形式上の不備があることを理由に補正を求め、期限までに補正に応じなかったため非公開とした決定については、実施機関が条例及び規則の規定に基づいて行ったものと認められ、妥当であると判断した。